

# ベストドクターズ®・サービス利用規約

(2025年1月6日制定)

## 第1条（本サービスの趣旨）

ベストドクターズ・サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、次条に定めるサービス対象者が、別表1に定める対象疾患（以下、「対象疾患」といいます。）に罹患したと医師により診断確定された場合に、テラドックヘルスインターナショナル社（以下、「THI社」といいます。）が独自の基準で選定した医師を株式会社法研（以下、「弊社」といいます。）が紹介するサービスです。

## 第2条（本サービスの提供）

- 弊社は、はなしく生命保険株式会社（以下、「はなしく生命」といいます。）との間で、別表2に定める保険契約（以下、「所定の保険契約」といいます。）を締結している場合に限り、所定の保険契約の被保険者（以下、「サービス対象者」といいます。）に関して、「ベストドクターズ・サービス利用規約」（以下、「本規約」といいます。）に従い、本サービスを提供します。
- 本サービスを利用する権利を有する者（以下、「サービス利用者」といいます。）は、サービス対象者とします。
- 前項にかかわらず、サービス対象者の法定代理人、サービス対象者の配偶者、またはサービス対象者の2親等以内の親族（以下、総称して「サービス対象者の家族等」といいます。）から、次の各号のいずれかに該当する旨の申出があった場合には、サービス利用者は、サービス対象者の家族等とします。
  - サービス対象者が、対象疾患に罹患していることを告知されていない場合
  - サービス対象者が、認知症、自律神経失調症、躁鬱病、神経症、統合失調症その他これらに類する疾病に罹患している場合
  - サービス対象者の病状・治療状況・年齢等によりサービス対象者本人による本サービスの利用が困難な場合
- サービス利用者から利用申請があった場合、弊社は、サービス対象者の状況に合わせて、無償で医師を紹介します。
- 前項の規定に基づき紹介する医師は、対象疾患1症例につき最大3名までとします。（紹介は1名ずつとなります。）
- 本サービスの提供地域は日本国内に限ります。また、本サービスにて利用可能な言語は日本語のみとします。
- 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスを提供しません。
  - サービス対象者であることの証明をしない場合
  - サービス対象者が、対象疾患に罹患していることが確認できない場合
  - 本サービス外のサービスの提供を求める場合
  - 第5条（必要書類の提出）に定める必要書類の提出がない場合
  - サービス対象者が自己の健康に資する以外の目的をもって本サービスを利用しようとする場合
  - 医療過誤、裁判係争中の問題及び交通事故に起因する傷病の場合
  - 緊急対応が必要な傷病の場合
  - 入院、転院先の紹介を目的とする場合
  - 未承認薬、未承認治療に関する相談の場合
  - 日本国外での治療に関する場合
  - その他、本サービスの提供に支障をきたすと弊社が認める事象がある場合

## 第3条（本サービスの利用）

- サービス利用者は、所定の保険契約の責任開始日以降、本サービスを利用することができます。
- サービス利用者が、本サービスを利用した場合には、サービス対象者およびサービス利用者は本規約に同意したものとみなします。

## 第4条（本サービスの利用申込）

- 本サービスの利用を希望する場合には、サービス利用者が弊社所定の連絡先に本サービスの利用を申込するものとします。ただし、サービス利用者が未成年の場合には、親権者（後見人が選任されている場合には後見人。）が連絡することを要するものとします。
- 前項に基づく利用申込の受付時間は、弊社所定の時間とします。ただし、弊社は必要に応じて受付時間を変更することができるものとします。この場合、事前または事後にこの変更について所定の保険契約の契約者（以下、「契約者」といいます。）に通知し、またははなしく生命のインターネットホームページ等に記載するなど弊社所定の方法により公表します。

## 第5条（必要書類の提出）

- 第2条第3項第1号から第3号に該当する場合、弊社は、サービ

ス対象者の家族等に該当することを証明する書類およびサービス対象者の同意書の提出を求めることがあります。

- 弊社がサービス対象者の病状を把握するために、カルテ等、診断内容に関する書類の提出が必要と判断した場合には、サービス利用者は弊社が要求する書類を提出するものとします。
- 紹介先の医師の求めにより、紹介状等、サービス対象者の主治医（対象疾患に罹患したと診断確定した医師）が発行した診療情報提供書の提出が必要となる場合には、サービス利用者は紹介先の医師に当該書類を提出するものとします。
- 弊社が、前2項に定める書類を受領した場合には、当該書類を提出したサービス利用者が、当該書類を提出する権限を正当に有していたものとみなします。

## 第6条（諸費用の負担）

本サービスにより紹介された医師の診察を受けるにあたり発生する諸費用や、前条に定める必要書類の取得に要する諸費用等は、サービス利用者が負担するものとします。

## 第7条（アンケートへの回答）

- 本サービスを利用した場合、サービス利用者には弊社所定のアンケートに回答していただきます。
- 弊社は、アンケートの返信がない場合、アンケートの回答結果に疑義がある場合、またはアンケートの回答項目が満たされていない場合にはサービス利用者に確認ができるものとします。
- サービス対象者およびサービス利用者は、回答いただいたアンケートの内容を回答者が特定できないように処理した上で、弊社およびTHI社の販売促進用資料に掲載することに同意するものとします。当該資料はインターネットホームページならびに弊社およびTHI社のパンフレットを含みますが、これらに限定されるものではありません。
- アンケートの回答内容にかかる著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含みます。）は弊社およびTHI社に移転するものとします。また、サービス利用者は、弊社およびTHI社、または、弊社またはTHI社より当該著作権を譲り受けた者に対して著作人格権を行使しないことに同意するものとします。

## 第8条（サービス利用者の基本的義務）

サービス利用者は、弊社に対し、以下の事項を遵守する基本的義務を負います。

- 信義誠実の原則に則って本サービスを利用すること
- 本サービスはサービス対象者のために利用するものとし、非サービス対象者の利用に供する目的で本サービスを利用しないこと
- 本サービスの趣旨や目的に反する意図を有して、本サービスを利用しないこと
- 他人の名前を利用して、あるいは他人になりますなどして、不正の手段を用いて本サービスを利用しないこと、あるいは利用しようとしないこと
- 弊社、THI社、および第三者の著作権その他の知的財産物、名誉・信用等を侵害し、あるいは侵害する恐れのある行為をしないこと
- 本サービスの運用を混乱させたり、阻害するなどの恐れのある行為、その他、本サービスを模倣したり、類似のサービスを提供する方法により弊社およびTHI社の業務と競業する恐れのある行為をしないこと
- その他、法令、本規約に違反しないこと

## 第9条（個人情報）

- 本サービスに関してご提供いただく個人情報の利用目的は、本サービスのご案内、ご利用資格の確認、本サービスの提供・維持管理、本サービスの運営管理、本サービスの充実、およびその他本サービスに関連・付随する業務になります。
- サービス対象者およびサービス利用者は、本サービスを利用する場合には、弊社がサービス対象者およびサービス利用者の個人情報をTHI社および本サービスにて相談に応じる医師に提供することについて同意します。
- サービス対象者およびサービス利用者は、サービス対象者またはサービス対象者の家族等（サービス対象者の同意を得ている者に限ります。）から、本サービスの利用申込または本サービスの利用可否に関する照会があった場合に、弊社が、当該利用申込を行なった者または利用可否に関する照会を行なった者に対して、本サービスの利用履歴の有無および利用可否を開示することについて同意します。
- サービス対象者およびサービス利用者は、弊社が、サービス対象者に該当するかどうかの確認、およびアンケートの回答結果の確

認・返信状況の確認を目的として、個人情報をはなしく生命に提供することに同意します。

5. サービス利用者は、本サービスの提供に関してトラブルが生じた場合、その他弊社もしくは第12条に基づいて委託した第三者とははなしく生命が連携をすべき特別の事情がある場合には、それらの目的を達成するために必要最小限の範囲で弊社もしくは第12条に基づいて委託した第三者とははなしく生命との間で、サービス対象者およびサービス利用者の個人情報の相互提供を行なうことに同意します。

6. 弊社およびTHI社は、本サービスによって知り得たサービス対象者およびサービス利用者ならびにその関係者の個人情報について、本条第2項から第5項までの規定に基づく提供の場合、および当該情報提供者より別途同意を取得している場合を除き、当該情報提供者以外の第三者に対し、法令に基づく正当な理由なく開示せず、秘密を保持する義務を負います。ただし、第12条（第三者による本サービスの提供）に基づいて本サービスの提供義務を第三者に委託した場合、個人情報を当該委託先に開示することができることとします。

#### 第10条（本サービスの利用権限の喪失）

次の各号のいずれかに該当した場合には、本サービスを利用する権利は失われるものとします。

- ① サービス対象者を被保険者とする所定の保険契約が有効でなくなった場合（無効、解約、解除、被保険者死亡、消滅など理由の如何を問いません。）
- ② その他、サービス対象者またはサービス利用者が本規約に違反した場合等、弊社が本サービスの提供を不適当と認めた場合

#### 第11条（通知）

1. サービス利用者は本サービスの利用申込後に、サービス利用者の氏名、住所、または電話番号に変更が生じた場合に、ただちに弊社に通知をしてください。
2. サービス利用者が弊社に通知した最終の住所宛に弊社が郵便物を送付した場合、サービス利用者に通知が到達したものとみなします。

#### 第12条（第三者による本サービスの提供）

弊社は、本サービスの提供義務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

#### 第13条（免責事項）

1. 弊社、第12条に基づいて委託した第三者、ならびに、その他、医師を含む本サービスの提供に関わる者は、適切に本サービスを提供すべく努力します。ただし、弊社、第12条に基づいて委託した第三者、ならびに、その他、医師を含む本サービスの提供に関わる者はサービス対象者の病状が本サービスを利用することにより治癒されることや改善されることを一切保証しません。
2. 弊社、第12条に基づいて委託した第三者、ならびに、その他、医師を含む本サービスの提供に関わる者は、第2条（本サービスの提供）に定めるとおりに本サービスを提供するよう努力します。ただし、天災地変、風水害、システム障害、その他特別な事情により本サービスを提供できない状態になる場合があります。この場合でも、弊社、第12条に基づいて委託した第三者、ならびに、その他、医師を含む本サービスの提供に関わる者は何ら責任を負わないものとします。
3. サービス利用者は本サービスを自己の責任で利用するものとし、サービス利用者が本サービスを利用することにより、結果としてサービス対象者の病状悪化を惹起した場合でも、弊社、第12条に基づいて委託した第三者、ならびに、その他、医師を含む本サービスの提供に関わる者は何ら責任を負いません。
4. 弊社ならびに第12条に基づいて委託した第三者は、本サービスを通じて紹介した医師の行為については一切責任を負いません。
5. 本サービスを利用したことにより、サービス対象者が、対象疾患に罹患していること、またはその疑いがあることを知らないサービス関係者のいずれかが、その事実を知ることになってしまった場合といえども、弊社、第12条に基づいて委託した第三者、ならびに、その他、医師を含む本サービスの提供に関わる者は何ら責任を負いません。
6. サービス対象者およびサービス利用者は、本サービスの全部または一部を利用しなかった場合といえども、本サービスの価値に相当する金銭の支払を弊社ならびに第12条に基づいて委託した第三者に求めることはできません。
7. 前6項のほか、弊社、THI社、第12条に基づいて委託した第三者、ならびに、その他、医師を含む本サービスの提供に関わる者は、サービス利用者が本サービスを利用したこと、または利用できなか

ったことに伴い発生した一切の損害について何ら責任を負いません。

#### 第14条（サービス内容の変更）

弊社は、契約者に事前もしくは事後に通知することにより、またははなしく生命のインターネットホームページ等に記載するなど弊社所定の方法により公表することにより、本サービスの内容を変更または廃止することができるものとします。

#### 第15条（第三者サービスの紹介）

1. 弊社ならびに第12条に基づいて委託した第三者は、第三者が提供する各種サービスを紹介する場合があります。この場合、サービス利用者は直接当該第三者とサービスについて契約を行なうものとし、弊社ならびに第12条に基づいて委託した第三者は本規約にて「本サービス」と定義される以外の事項に一切関与しないものとします。
2. 弊社ならびに第12条に基づいて委託した第三者は、第三者が提供するサービスについては責任（説明責任・履行責任など一切を含みます。）を一切負いません。

#### 第16条（規約の変更）

弊社は、本規約について、契約者に事前もしくは事後に通知することにより、またははなしく生命のインターネットホームページ等に記載するなど弊社所定の方法により公表することにより、本規約の内容を変更または廃止することができます。この場合、変更日以降は変更後の本規約を適用し、廃止日以降は本規約の適用を終了します。

#### 第17条（準拠法）

本規約に基づく契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法を準拠法とするものとします。

#### 第18条（合意管轄）

本サービスの利用に伴う紛争については誠実な協議により解決するものとしますが、協議により解決できない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることとします。

#### 第19条（存続条項）

本規約に基づくサービス利用終了後といえども第7条（アンケートへの回答）、第8条（サービス利用者の基本的義務）、第9条（個人情報）、第13条（免責事項）、第17条（準拠法）および第18条（合意管轄）は有効に存続するものとします。

#### 別表1

本サービスの対象疾患は次のとおりです。

- ① 広義のがん（良性脳腫瘍を含みます。）
- ② 心臓疾患（原則、手術を必要とするものをいいます。）
- ③ 脳卒中（原則、手術を必要とするものをいいます。）
- ④ 肝臓病（原則、手術を必要とするものをいいます。）
- ⑤ 眼科疾患（原則、手術を必要とするものをいいます。）
- ⑥ 整形外科疾患（原則、手術を必要とするものをいいます。）
- ⑦ 婦人科疾患（原則、手術を必要とするものをいいます。ただし、不妊治療は除きます。）
- ⑧ その他疾患（いわゆる難病の一部などもご利用いただける場合があります。）

#### 別表2

所定の保険契約とは、医療終身保険（無解約払戻金型）、医療終身保険（無解約払戻金型）(23)、特定疾病一時給付保険（無解約払戻金型）、特定疾病一時給付保険（無解約払戻金型）(20)、特定疾病一時給付保険（無解約払戻金型）(22)、がん保険（無解約払戻金型）、引受緩和型医療終身保険（無解約払戻金型）および引受緩和型3大疾病一時給付保険（無解約払戻金型）をいいます。

Best Doctors®、ベストドクターズおよびBest Doctors in Japanは米国およびその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。

Best Doctors, Inc.は、Teladoc Health, Inc. および Teladoc Health International,S.A.U.の一員です。